

税務調査での「重加算税」について②

週刊税務通信2022年4月4日号No.3698「税務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

「仮装・隠ぺい」と「ミス」について

単純なミス(集計ミス、記載ミス、記載漏れ、勘違い等)に仮装・隠ぺいの意図(故意)はありませんので、**重加算税の対象とはなりません**が、それが故意なのか？ミスなのか？を他者が判断することは難しいところです。

(例)調査で棚卸金額が正しくは1,000であるのに、100と一桁異なる金額で記載され、所得が900過少であることが判明。

- ⇒ 記載ミスが故意か？ミスか？、当事者本人しかわかり得ず、調査官が故意を立証することは事実上不可能。
- ⇒ **そのため調査官は、当事者の故意の確認は行うものの、最終的には仮装・隠ぺいが「客観的事実」に基づいていると判断すれば、重加算税の指摘をするものと考えられ、調査官の心証に委ねられる可能性もあり得ます。**
- ⇒ **具体的には、ミスの発生理由、当事者の当時の状況、管理体制、経理の状況、納税者の納税に対する姿勢から総合的に判断します。**
- ⇒ **納税者側は、ミスであれば素直に認め、それを推測できるような証拠を提示し、納税に対する正しい姿勢を示し、必要であれば事情を説明する意見書を作成することも有効です。**
- ⇒ **絶対やってはいけないことは、ミスをごまかすために虚偽の発言や、ミスに合わせた資料を後付けで作成することです。大抵の場合、調査官から色々質問されると、どこかで辻褃が合わなくなり、後で単純にミスであったと言えなくなります。**

納税者の行為について

社長が仮装・隠ぺいを行っていれば、当然、重加算税の対象となりますが、調査によって**従業員の横領**が判明した場合、**横領分の売上除外についても重加算税の対象になります。**

⇒「**納税者以外の者が仮装・隠ぺいを行った場合であっても、それが納税者本人の行為と同視できる**(平成18年4月20日最高裁判例)」

- ⇒ **調査では、仮装・隠ぺいがあった場合、その当事者の職制上の地位、役職、業務権限の及ぶ範囲を確認し、実際の業務内容とその管理体制に不備がなかったかどうか、また、取引先が絡む場合(架空請求等)であればどちらの指示によるものなのか、資金の流れはどうなっているか、経営者に資金が流れていないかなども含め徹底的に調べます。**
- ⇒ **横領・窃盗の場合は、金銭の返還請求の有無、警察への被害届の提出の有無等の会社の対応についても確認します。**
- ⇒ **会社としては、仮装・隠ぺいはあったとしても、誰が何のために行った(or 指示した)か、権限の範囲や管理体制などを検証し、必要であれば**実態解明のために調査官と協力し、会社の立場を明確にすべき**と考えます。その上で「**同視することができる**」ものなのかを判断すべきものと考えます。**

【今月の経営格言】 わが社の赤字は、お客様を忘れたのが原因である。 by 一倉定 (経営コンサルタント)

会社の業績が振るわない根本原因は、必ず社長がお客様の要求を無視しているからであり、お客様の要求を無視している限り、何をどうやっても会社の業績は絶対に良くならない。 お客様を無視する会社は、お客様から無視される。
「一倉定の経営心得」より